

第5次男女共同参画プランの策定について（答申案）

1. 第4次男女共同参画プランの評価・総括について

（1）総論

指標については、21指標のうち6指標が令和4年度時点で目標値を達成しており、プラン策定時より向上したと考えられます。

しかし、一方で、継続して目標値を達成できていない指標や、目標値は達しているものの数値が下降している指標もあります。

事業を推進する担当課の評価は、170項目のうち158項目が「達成できている」、または「ほぼ達成できている」と評価されており、担当課は第4次プランに掲げた事業を計画どおり実施してきたといえます。

目標値の達成状況は芳しくないものの、事業としては計画どおり進められている状況から、指標と事業内容の乖離が伺えます。

（2）各論

ア 基本目標Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり

指標2については目標値に達していないが、令和4年度は90%を超えた数値となったことから「男女共同参画」の認知度は上がっていると思われます。

一方、指標3については、目標値は達成しているものの、年々数値が下がってきているため、教育や学習の充実を図る必要があります。

本市は令和5年4月に「多様性を尊重する社会の推進に関する条例」を施行しています。今後は、男女にとどまらず、多様性への理解を深めるための取組も必要です。広く市民に向けて意識づくりのための情報提供や理解促進に向けた講座等を実施してください。

また、学校教育や家庭教育等の場における男女共同参画や人権教育を推進することで、教育や学習の充実を図ってください。

イ 基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり

令和4年度は、指標5、6について、男性職員への特別休暇の周知及び取得率が目標値に達しており、成果があったことがわか

ります。

一方、第3次プランでも目標未達成であった指標7、8については、前回のプランより実績数は上がったものの、現在のところ第4次プランでも目標を達成できていないため、引き続き具体的方策を検討し取り組んでいく必要があります。

誰もが活躍できる環境づくりに向けては、仕事と生活の調和の推進が必要です。また、市の政策・方針決定過程における女性の参画については更なる取組を進めることを求めます。

ウ 基本目標Ⅲ 生涯を通じて誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

基本目標Ⅲについては、5指標のうち令和4年度は1指標しか目標値に達していませんが、各課の達成状況の結果は高い評価となっています。評価が低い事業については、新型コロナウイルス感染症の対策で講座や研修等が中止になった影響もあると考えられます。

誰もが健康で安心して暮らせる社会づくりを目指して、引き続き、健康づくりの促進や防災分野における男女共同参画推進への取組を行ってください。また、あらゆる暴力の根絶と被害者支援を行うとともに人権の尊重への理解を深めていく必要があります。

エ 基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

基本目標Ⅳについては、100%には届かないものの指標が毎年上昇していること、また、各課の事業達成状況が全てA評価だったことから、計画通り実施してきたことが伺えます。

計画の進行管理については、「各課が事業を実施した」ことの調査になりやすいですが、第5次プランでは計画の基本目標の達成の観点から評価できるよう工夫が必要です。

2. 第5次プランの骨格について

(1) 基本理念について

市民一人ひとりが多様な生き方を尊重し、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる流山を目指して

(2) 基本目標・基本的施策について

I 多様性を尊重する意識づくり

- ・人権の尊重と男女共同参画への意識づくり
- ・人の多様性を認め人権感覚を育む教育の推進

II 自分らしく活躍できる環境づくり

- ・ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進
- ・政策・方針決定過程への女性参画の推進
- ・地域活動における男女共同参画の推進

III 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり

- ・DVや虐待等あらゆる暴力の根絶
- ・困難な問題を抱える女性への支援
- ・健康で安心して暮らせるしくみづくり
- ・子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり
- ・男女共同参画と多様性に配慮した視点を取り入れた防災対策の推進

(3) 施策の方向性について

- ・多様性を尊重する社会の実現に向けては、一人ひとりの意識を変えることが重要であり、人権の尊重と男女共同参画の意識形成及び多様性への理解を深めるための教育や研修の充実を図られたい。
- ・ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進及び政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、男性が家事や子育て、介護に参加するための環境整備や女性のエンパワーメントを引き出す取組を実施されたい。
- ・あらゆる暴力の根絶に向けて、相談窓口の一層の周知を図り、関係機関及び関係各課と連携し支援体制の充実を図られたい。
- ・令和6年1月に発生した能登半島地震においても、女性の視点に立った取組がなされていない例も見受けられたことから、男女共同参画と多様性に配慮した視点を取り入れた防災施策を実施されたい。
- ・関連計画との整合性を図り精査した上で施策を実施されたい。

(4) プランの進行管理及び推進体制について

プランの進捗状況を把握し、点検及び評価を行い、その結果につ

いては当審議会に報告し、意見を求めることとされたい。目標指標の設定に当たっては、それぞれの施策において実施した事業の効果がわかるような指標を設定してください。

また、計画の推進に当たっては、国や県、市、団体、事業者等の多様な機関との連携を図られたい。

3. その他について

令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律については、第8条第3項において、市町村基本計画の策定が努力義務とされていることから、それらに対応した計画とされたい。